

○津山圏域資源循環施設組合職員の分限及び懲戒に関する条例

平成 21 年 4 月 1 日

津山圏域資源循環施設組合条例第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条第 3 項及び第 4 項並びに第 29 条第 4 項の規定に基づき、津山圏域資源循環施設組合（以下「組合」という。）の職員の分限及び懲戒について定めることを目的とする。

(分限)

第 2 条 組合の職員の分限に関する事項については、津山市職員の分限に関する条例（昭和 27 年津山市条例第 18 号）を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、津山圏域資源循環施設組合規約（平成 21 年岡山県指令市第 1 号。以下「規約」という。）第 2 条の市町から組合に派遣された職員には、当該職員の派遣をした市町の定める分限に関する条例を適用する。

(懲戒)

第 3 条 組合の職員の懲戒に関する事項については、津山市職員の懲戒に関する条例（昭和 27 年津山市条例第 19 号）を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、規約第 2 条の市町から組合に派遣された職員には、当該職員の派遣をした市町の定める懲戒に関する条例を適用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 27 年 2 月 20 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。